

# R 5 年度 改訂版

## 学校いじめ防止基本方針

<R 3 年度 庄内地区いじめ防止標語 優秀作品>

うけいれよう 自分とあの子が ちがう事 3年

<R 3 年度 鶴岡市青少年育成市民会議 入選作品>

「やめなよ」と 言ってくれたね ありがとう 4年

だれにでも 相談できる 教室に 5年

かえようよ 言葉だけでなく 行動を 6年

<R 4 年度 庄内地区いじめ防止標語 優秀作品(佳作)>

つくろうよ いじめをなくす 笑顔の輪 4年

Name.

鶴岡市立朝陽第一小学校

令和5年4月

## 目 次

はじめに	
I いじめ問題に対する基本的な考え方	・・・ 2
1 いじめの定義と職員のスタンス	
2 関係者の役割・基本姿勢	
(1) 学級及び教職員の役割と基本姿勢	
(2) 保護者の役割と基本姿勢	・・・ 3
(3) 子どもたちの役割と基本姿勢	
(4) 市民の役割	・・・ 4
3 いじめ問題等への組織的対応	
(1) 学校いじめ防止対策委員会	
(2) 学校いじめ問題対応委員会	
4 関係機関との連携	
II いじめ防止等の基本的な取組	・・・ 5
1 未然防止の取組	
2 いじめの早期発見	・・・ 6
(1) 早期発見のための基本的な考え方	
(2) 早期発見のための基本的な組織対応の推進	・・・ 7
3 いじめ発生の場合の適切な対応	
(1) いじめ対応の基本的な流れ	
(2) いじめ発見時の緊急対応	・・・ 8
(3) いじめと認知した場合の対応	
III 重大事態への対応	・・・ 10
1 重大事態の定義	
2 重大事態の対処	
3 調査結果の報告	
IV いじめ防止に係る年間計画	・・・ 11
1 基本的な考え方	
2 年間計画	
V 学校評価と教員に係る評価	・・・ 12
1 学校評価	
2 教員評価	

# 鶴岡市立朝陽第一小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年2月策定／6月改訂／11月改訂／平成27年1月成案／令和元年10月改訂

令和3年1月部分改訂／令和4年4月部分改訂／令和5年4月部分改訂

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条により、山形県及び鶴岡市のいじめ防止基本方針に基づき、鶴岡市立朝陽第一小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定したものである。平成29年3月に国のいじめ防止基本方針（国基本方針）が改訂されたことを受け、鶴岡市でも平成31年2月に鶴岡市いじめ基本方針（市基本方針）を改訂され、改訂された市基本方針は、「いじめ防止等のための取組」についての内容を網羅したものになっている。そのため、本校でも、市基本方針に沿った形で改訂した。

☆令和2年度以降、「鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会」の内容評価を受けて、部分改訂に至る。

## I いじめ問題に対する基本的な考え方

### 1 いじめの定義と職員のスタンス

「いじめ」とは、児童に対して、学年・学級など一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、原則的には、いじめられた児童の立場に立って判断する。

「いじめ」に対しては「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」という危機感を持たなければならない。子ども達には、いじめは決して許されるものではないことを常に意識させ、そして決していじめの傍観者になることなく、自分なりの行動を起こせるような思いを持たせたい。そのためにも教師は常に児童理解に努め、保護者・地域との信頼関係を築き情報を入手し、いかなる場合にもいじめの兆候と発生を見逃さないように努めるものである。

なお、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として、次のようなものが記されている。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。 など

### 2 関係者の役割・基本姿勢

#### (1) 学校及び教職員の役割と基本姿勢

- ① 国の基本方針、山形県いじめ防止基本方針及び鶴岡市いじめ防止基本方針を参考にし、本校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「朝陽第一小学校いじめ防止基本方針」として定めるものとする。（以下、「学校基本方針」

という。)

ア) 本校において、学校基本方針を定めるにあたり、いじめの未然防止、早期発見、認知した場合の対応、関係機関との連携等について、具体的に対応策を示すと同時に、いじめを原因とする不登校の問題やインターネットやメールを介して起こる問題など、いじめに付随して起こり得る問題の未然防止策や対応策についても検討を行う。

イ) いじめの当事者となり得る児童に対して、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を構築するためにも、学校基本方針の策定に児童の考えや意志が反映されるように努める。さらには、問題が発生した場合の解決に向けた対応や取組においては、保護者を始め地域関係者からの協力を得ることが考えられるため、PTA組織の考えや意志を反映させた方針を策定する。(学校ホームページにも掲載)

ウ) 策定した学校基本方針は、定期的に児童の実態やPTA及び学区民の意見をもとに重点検を行い、改善を図るものとする。必要に応じて児童の意見を取り入れていく。

- ② わかる・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、誰もが、安全にかつ安心して、豊かに生活できる学校づくりに努める。
- ③ いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く強調し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、本校組織をあげて一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥ 教職員は、児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組ができるよう指導・支援する。
- ⑦ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

## (2) 保護者の役割・基本姿勢

- ① 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。
- ② どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- ④ いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われる時は速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## (3) 子どもたちの役割・基本姿勢

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談

することなどに努める。

#### (4) 市民の役割

- ① いじめ防止等のための対策は、社会総がかりで取り組むべきものであり、市民においてもその対策においては、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識する。
- ② 関係者との連携の下、いじめ問題を克服することを目指すように努める。

### 3 いじめ問題等への組織的対応

#### (1) 学校いじめ防止対策委員会（通称：「いじめ防止委員会」で校内における実効的組織）

##### ① 組織・構成

- ア 校内のいじめ防止等の中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- イ 「いじめ防止対策委員会」は、校長が主宰する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とし、必要に応じて学年主任、特別支援コーディネーター、当該学級担任等の関係者を加える。さらに、外部関係者としてスクールカウンセラーを加えて組織する。

##### ② 役割

- ア 校内における実効的な組織である。（日常的な関係者の会議）
- イ 日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に対応するための組織として位置づける。
- ウ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。
- エ いじめの相談・通報の窓口となる。
- オ いじめの疑いや問題行動等に係る情報の収集と記録及び共有を行う。
- カ いじめを察知した場合に、関係児童に対する事実関係を聴取する。
- キ 指導や支援の体制・対応方針を決定する。
- ク 保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ケ 学校基本方針に基づく取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

☆「鶴岡市いじめ問題対策連絡協議会」による内容評価や「学校評価アンケート」を受けて、学校いじめ基本方針や取組みを改善していく。

#### (2) 学校いじめ問題対応委員会（通称：「いじめ対応委員会」）

この組織については、鶴岡市教育委員会と協議の上、(1)の組織に加え、鶴岡市いじめ問題対応委員会より必要な人員の派遣を受け設置する。

### 4 関係機関との連携

#### (1) 教育委員会との連携

- 情報の共有化と具体的な指導・助言
- いじめ問題への対応策や取組に対する研修会等の開催情報や講師派遣の依頼。
  - ・ 学校教育課（57-4864 8:30~17:15 月~金）
  - ・ 鶴岡市教育相談センター（23-9351 9:00~16:00 月~金）
  - ・ 鶴岡市青少年育成センター（0120-783-748 9:00~17:00 月~金）

## (2) 警察署、児童相談所、医療機関、心理や法律の専門家等との連携

○ 平素から関係機関の担当者との窓口交換など情報共有体制を構築しておく。

### ① 市内電話相談窓口

- ・ 鶴岡警察署ヤングテレホンコーナー（23-4970 24時間 毎日）
- ・ 庄内児童相談所（22-0790 8:30~17:15 月~金）

### ② 県内電話相談窓口

- ・ 山形県教育センター教育相談ダイヤル（023-654-8383、24時間、毎日）
- ・ 山形県警本部ヤングテレホンコーナー（023-642-1777、24時間、毎日）
- ・ 山形いのちの電話（023-645-4343 13:00~22:00 毎日）

### ③ 県外電話相談窓口

- ・ 文科省24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310 24時間）
- ・ 法務局子どもの人権110番（0120-007-110 平日の8:30~17:15）
- ・ いのちの電話（0120-738-556 16:00~21:00 毎日）
- ・ チャイルドライン（0120-99-7777 16:00~21:00 12/29~1/3はお休み）

### ④ 電話以外の相談

- ・ 鶴岡市教育相談センターメール相談（[soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:soudan@school.city.tsuruoka.yamagata.jp)）
- ・ 山形県教育センター相談メール([non-ijime@pref.yamagata.jp](mailto:non-ijime@pref.yamagata.jp))
- ・ 子どもの人権SOS-eメール（法務局HPより）
- ・ 子どもの人権SOSミニレター（年1回全員に配布）

## (3) 第三ブロック内小中学校との連携

- ・ いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行い、連携の充実を図る。

## Ⅱ いじめ防止等の基本的な取組

### 1 未然防止の取組

いじめの未然防止の基本となるのは、「早く学校に行きたい」「早く友達や先生に会いたい」「早く授業がしたい」と思える学校である。言い換えれば、児童が周囲の友達や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる安定した学校である。いじめの未然防止の取り組みは、すべての教育活動を通して行うものだが、本校のこれまでの教育活動の中から特に次を未然防止の項目として挙げ、子どもたちの自主的な活動を促していく。

#### ① 「図書館活用教育」を通して心を育てる活動

- ・ 図書館での本を仲介とした子ども同士の交流
- ・ 毎日の朝読書から1日の始まりに際しての気持ちの醸成とおちつきを持たせる朝活動
- ・ 読書ボランティアを中心とした読み聞かせ活動

#### ② 「致道しぐさ」を通して心を育てる

「輪ちから」「やさしさリレー」「ピカいち」「うれし言葉」「ありがとーく」「すなお礼」「うなずきアイ」「守ルール」「思いやリング」「NO 悪口」等

#### ③ 縦割り活動を通して心を育てる

- ・ 日常的な縦割り清掃活動での縦の関係づくり
- ・ 定期的に行われる「なかよし遊び」「なかよし読み聞かせ」による交流作り

## 2 いじめの早期発見

### (1) 早期発見のための基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、いじめの早期発見に全職員が組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめはある」という目で観察し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの早期発見に努める。

そのために、本校においては次の組織的な対応を可能とする体制を事前に整備しておくこととする。

#### ① 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

いじめには遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったり等の暴言・暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こういった目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。さらに、いじめられている児童の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。加害児童とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

#### ② 見えにくいいじめに気付く努力と工夫

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気づきにくい形で行われることを認識しなければならない。本校においては、いじめられている児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いをもって、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認していく。また、教職員は早い段階から複数で関わり、いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

#### ③ いじめの早期発見のための対応と取組

##### その1 いじめに対する認識

- ・いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る問題

##### その2 いじめを許さない学校と学級づくり

- ・子どもと保護者に対し姿勢を明確に示す。

##### その3 組織的な校内巡視の実施

- ・職員による子どもを見守る時間の確保

##### その4 児童会を中心とした自主的な取組

- ・運営委員会を中心とした代表委員会への呼びかけ

##### その5 実態把握のためのアンケート等の実施

対 象	実 施 方 法
<学級担任> いじめのサイン チェックリスト	●児童の生活アンケートの機会に実施する。 ●子ども達の小さな変化を見落とさず観察し、学級集団づくりに生かす。 ●担任として記録保管し、指導資料として活用していく。
<全学校職員> 教職員の振り返り チェックリスト	●児童の生活アンケートの機会に実施する。 ●教職員自身の言動が子ども一人ひとりを大切にしているか自己点検を行う。

<p>&lt;保護者&gt; 子どものサイン 発見 チェックリスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●目的をはっきりを知らせる。(いじめ・問題行動の把握のためであること。また、学校では見えない家庭での変化や気になることを知らせてもらうためのものであること。)</li> <li>●年間2回(6月・10月)に実施する。</li> <li>●問題がある場合は、連絡帳、電話、面談、家庭訪問等で事実確認のために即時対応し、学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長に報告し対応する。</li> </ul>
---	--

## (2) 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

### ① 学校教職員の情報ネットワークの強化

- いじめの芽を発見した際には、その情報を即座に校内組織に報告。全職員で情報の共有。
- いじめに関わる児童の言動を複数の教職員の目で確認し、未然防止や早期発見につなげる。
- いじめ発見のチェックリスト等の活用。状況把握に努める。
- 気になる状況については担任が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談。組織的な対応を行う。

### ② 児童や保護者が相談しやすい環境づくり

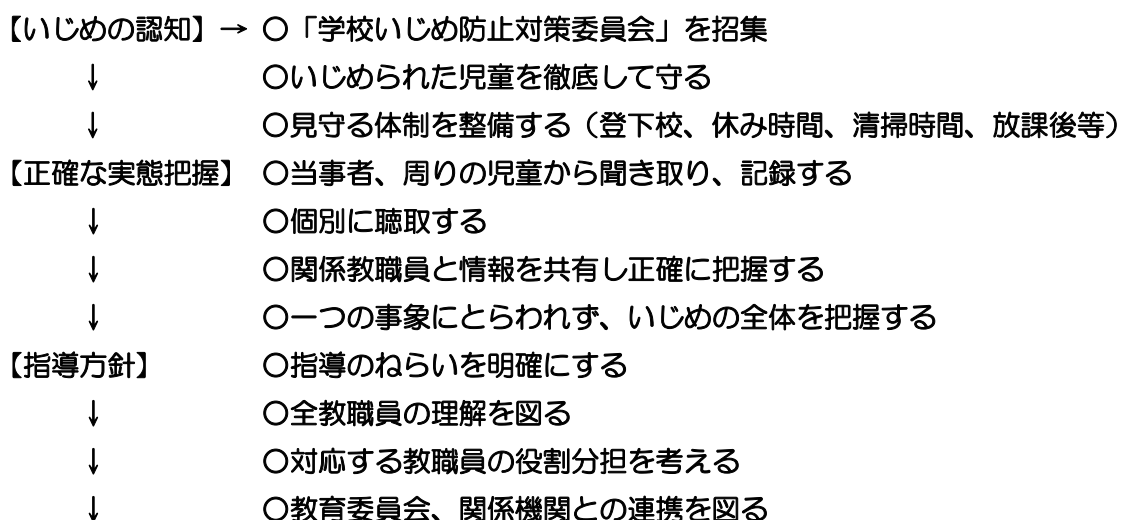
- 連絡帳の活用
- 定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施
- 相談窓口の設置と周知

## 3 いじめ発生の場合の適切な対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① 冒頭に記したいじめの定義に該当、またはいじめと疑われる行為を発見した場合、その場で速やかにその行為を止める。
- ② 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、誠意をもって傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 相談や訴えを受けた教職員は [いじめ防止委員会] に直ちに報告し、全校職員で情報を共有する。

以下、次のフローで進む。





【児童への指導・支援】 ◆児童への支援

↓

○いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く

↓

○いじめた児童に相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、いじめは許されない行為であることを意識させる

【保護者との連携】 ◆保護者との連携

↓

○直接会って、具体的な対策を話す

↓

○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

【今後の対応】

○継続的に指導や支援を行う

○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる

○心の教育の充実を図り誰もが大切にされる学級経営を行う。

## (2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、組織的に対応する。「いじめ防止委員会」では、いじめを受けている児童やいじめを報告してきた児童を守り抜くことを第一とし、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

なお、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

**【把握すべき情報】 →児童の個人情報は取り扱いに十分配慮を**

- ◆誰が誰をいじているのか？《被害者と加害者の確認・人数等》
- ◆いつどこで起こったのか？《時間と場所の確認》
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？《態様と内容》
- ◆いじめのきっかけは何か？《背景と要因》

## (3) いじめと認知した場合の対応

### ① いじめられた児童及びその保護者への対応と支援

- a いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- b 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- c いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- d 事態の状況に応じて、複数の教職員で当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- e いじめられた児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- f いじめられた児童にとって信頼できる人（家族、親しい友だちや教職員、スクールカウンセラー等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- g いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて

いじめた児童を別室において指導する。また、状況に応じて鶴岡市教育委員会と連携しながら出席停止制度を活用したりいじめられた児童または保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応も検討したりし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

h いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

## ② いじめた児童への指導及びその保護者への助言

a いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は「いじめ防止委員会」を開催し、その後の解決方策の方向性を定める。

また、心指導部会と当該学年担任団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得る。

b 事実確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

c いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

e いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

f いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける等の児童理解に努め、いじめの行為は絶対やってはならないこととして否定するが、その児童の人格や存在そのものは否定しない。

g いじめた児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

## ③ いじめが起きた集団への指導

a いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。

b たとえ、いじめを止める勇気はなくても、知らせる勇気を持つよう指導する。

c はやしたてる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。

d いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を捉え、重ねて指導する。

## ④ ネット上のいじめへの対応

a インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の危険性を児童及び保護者に積極的に知らせ、各家庭での約束事を話し合うようにしていく。

b インターネット上の不適切な書き込みで名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。必要に応じて、山形地方法務局鶴岡支局の協力を得る。

c 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに鶴岡警察署に通報し、援助を求める。

d ネット上のトラブルの早期発見に努めるため、計画的に研修の機会を確保する。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合【●自殺を図る、●身体に重大な傷害を負う、●金品等に重大な被害を被る、●精神性の疾患を発症する】
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

※ 児童や保護者から「いじめられていて重大事態に至った」という申立てがあった場合には、十分な調査等を実施した上で、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

#### 2 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生したと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会」を設置する。
- ③ 上記委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係機関との連携を適切に図る。
- ④ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分な配慮を行う。

#### 3 調査結果の報告

- ① 調査内容は逐次、鶴岡市教育委員会へ報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係と学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた児童やその保護者に対し丁寧に説明する。学校として管理上の責任等があった場合は誠意をもって謝罪する。
- ③ 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ④ 報道機関への情報提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に提供する。

### Ⅳ いじめ防止に係る年間計画

#### 1 基本的な考え方

- ・未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システムを更新させていくことが重要である。具体的には、年度始めにいじめ対策委員会が取組の方向を定め、心づくり部が具体的計画を立案し、実施する。課題についてはその都度、「いじめ防止委員会」が改善方向を定め、心づくり部が具体的対応策を立て課題解決に向かう。

☆入学時や各学年の開始時に、ホームページやいじめ防止基本方針の内容を児童生徒、保護者、関係機関等に伝えていく。

## 2 年間計画

	情報収集・共通理解	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域の連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止委員会①</li> <li>特別巡回相談（市教委）</li> <li>特別支援教育研修会①</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆<u>学校いじめ防止基本方針の</u> 説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観、学級懇談会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回相談（市教委）</li> <li>特別支援教育研修会②</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>町子ども会</li> <li>地域研修</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼保小連絡会（教務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■Q-Uテスト実施と分析（教務）</li> <li>☆いじめアンケート①（教頭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域座談会</li> <li>保護者面談</li> <li>民生児童委員会①</li> <li>音楽集会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Uテスト研修</li> <li>いじめ防止委員会②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談週間</li> </ul>	
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏季研修講座（市教委）</li> <li>校内就学指導委員会①</li> <li>教育評価会議①</li> <li>巡回相談（市教委）</li> </ul>		
9月			<ul style="list-style-type: none"> <li>前期保護者会</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内就学指導委員会②</li> <li>特別支援校内委員会（就学時健診を受けて）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保護者アンケート（教育評価） （教務）</li> <li>☆いじめアンケート②（教頭）</li> </ul>	
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>■児童いきいきアンケート調査 （教務）</li> <li>■Q-Uテスト実施と分析（教務）</li> <li>・教育相談週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業参観</li> <li>教育講演会</li> </ul>
12月		<ul style="list-style-type: none"> <li>■友達ともっと仲良くなるためのアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者面談</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育評価会議②</li> <li>幼保小連絡会②</li> <li>いじめ防止委員会③</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員会②</li> </ul>

2月		・教育相談週間	・授業参観・学級懇談会
3月	小中連絡会（中学校）		・後期保護者会

## V 学校評価と教員評価

### 1 学校評価

学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

- ・ 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ・ 日頃より、いじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ・ いじめ防止基本方針について、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ・ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

### 2 教員評価

- ① 日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうか評価する。
- ② 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。